

県有施設等における除染の基本方針

平成24年2月15日
県民生活部消防防災課

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく県有施設等における除染の基本方針を、次のとおり定める。

1 除染の基本的な考え方

特措法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量が約50%（子どもにあつては約60%）減少した状態を実現することが目標として示されたことを踏まえ、次の考え方により除染を実施する。

- ①汚染状況重点調査地域のうち、空間放射線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の区域に存在する県有施設等について実施する。
- ②実施にあたっては、優先順位を付与して段階的に実施する。
- ③市町村が策定する除染実施計画と整合を図る。
- ④除染によって生じる除去土壌等については、当分の間、当該施設の敷地内に現場保管する。

2 優先順位の考え方

放射線量や施設の特性等に応じた、きめ細やかな除染が効果的に実施できるよう、次のことを総合的に勘案して、優先順位を付与し実施する。

- ①子どもの生活環境に与える影響が大きい施設等を優先
- ②県民利用施設を優先
- ③空間放射線量の高い地域を優先

なお、除染等の対象は、極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康への影響の観点から除染等の措置が必要である地域について優先的に実施する。

3 土壌等の除染等の措置

基本方針等を踏まえ、原則として、次のとおり対応する。

子どもの生活環境（学校、公園等の公共施設）については、必要に応じて、表土の削り取り、建物等の洗浄、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

上記以外の施設等については、線量が局所的に高い箇所を中心として、雨樋の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

なお、具体的な除染等の措置については、除染関係ガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえ実施する。

4 空間放射線量の測定

除染の実施に当たって優先的に対応すべき施設を検討するため、除染の実施前に、対象区域内の県有施設等における空間放射線量の測定を行う。

また、空間放射線量の低減効果を確認するため、除染実施後に測定を行う。

5 除染によって生じる除去土壌等の処理

除染関係ガイドラインに基づき、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量の記録など、当該施設の敷地内において適切に管理等を行う。

6 その他

今後、優先的に除染を実施する施設における空間放射線量の低減効果や国の知見などを踏まえて、必要な見直しを行っていく。